

**平成30年度補正予算
中小企業・小規模事業者の災害時に備えた自家用発電設備等
導入事業 補助金に関する説明会資料**

2019年5月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
社会基盤事業本部

本日のスケジュール

1. 公募に関する説明
2. 質疑応答

1. 事業の目的・補助対象事業

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金（災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業のうち中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事業に係るもの） 交付要綱 第2条

大規模災害時等に系統電力等の供給が途絶した際に、生活必需品の供給やサプライチェーン維持等のために重要な中小企業・小規模事業者の事業の中断を未然に阻止する体制を確保するため、石油製品等を用いる自家用発電設備等の設置に要する経費を補助することにより、災害時にも機能を維持することが必要な中小企業・小規模事業者の事業用施設等におけるエネルギー供給源の確保を図ることを目的としています。

2. 申請資格

本補助金の対象者は、日本国内に本社及び実施場所を有する中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に限ります。

	業種等	資本金	従業員	組合関連
資本金・従業員数の一方が右記の数以下の場合対象（個人事業主を含む）	製造業、建設業、運輸業	3億円	300人	企業組合
	卸売業	1億円	100人	協業組合
	サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000万円	100人	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
	小売業	5,000万円	50人	商工組合、商工組合連合会
	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円	900人	商店街振興組合、商店街振興組合連合会
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人	水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
	旅館業	5,000万円	200人	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会
	その他の業種（上記以外）	3億円	300人	酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会
				内航海運組合、内航海運組合連合会
			技術研究組合（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの）	

2. 申請資格

注1. 組合関連は上記のいずれかが補助対象者となります。

注2. その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

注3. その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

注4. その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

注5. 財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人、社会福祉法人、法人格のない任意団体は補助対象となりません。

2. 申請資格

次の（１）～（３）のいずれかに該当する者は、大企業※とみなして補助対象者から除きます。

（みなし大企業）

（１）発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

（２）発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

（３）大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

※大企業とは、上記の表に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。

ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

3. 補助事業者の条件

- 1) 交付規程第7条（申請者の資格等）の各号に該当しないこと。
- 2) 交付決定前に「補助対象自家用発電設備」の購入の発注（契約）がなされていないこと。
- 3) 機器等の発注先、工事請負先等に対する支払が、原則として金融機関を通じて振込で行われ、支払証憑の取得が可能であること。（現金直接、手形、割賦、相殺等の支払い方法は認められません。）
- 4) 善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従い、導入した設備を非常時に効果的に活用を図る者であること。
※非常時に、補助事業者の責に帰すべき事由により、補助対象設備を効果的に活用できなかった場合、支払済みの補助金が返還となる場合がある。
- 5) 補助事業を令和2年2月末日までに完了させ、実績報告書を経営研究所に必着で提出できること。
- 6) 災害発生時に補助対象自家用発電設備の稼働状況を所定様式で速やかに報告できること、また経営研究所が取得した事業者情報については、本事業の効果検証のための調査等に利用されることがあり、その場合、国及び外部機関（電気事業連合会等）に提供されることに同意することが必要です。
- 7) 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。

4. 補助対象設備

補助金の対象となる設備（以下、「補助対象自家用発電設備」といいます）

- 1) 「補助対象自家用発電設備」とは、自家発電機、当該設備に接続する石油製品を貯蔵する容器等をいい、「石油製品」とは、ガソリン、灯油、軽油、重油、石油ガスをいいます。
- 2) 自家発電機及び当該設備に接続する石油製品を貯蔵する容器等については、いずれも設置しなければなりません。ただし、既に申請者が自ら設置又は購入している場合は、補助対象設備として追加購入する必要はありません。

補助対象自家用発電設備については、国内の関係法令等の基準を満たしたものであって、国内での販売又は設置が認められているものとします。

4. 補助対象設備

自家発電機については、以下の仕様を満たすものを対象とします。

1) 災害時に系統電力、水道の供給が途絶した場合でも使用可能であり、補助対象経費で単価50万円（税抜き）以上のものに限りです。

2) コージェネレーションシステム（エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム）も対象となります。ただし、災害時に系統電力、水道の供給が途絶した場合でも稼働することや、災害時に十分な能力を発揮できるものに限りです。

3) 都市ガスを燃料とする自家発電機については燃料電池に限り認めますが、以下のとおり中圧管または耐震化された低圧管に接続するものに限定します。

- ・都市ガスの中圧供給を受けていること。
- ・供給継続性の高い低圧供給（都市ガス供給事業者が供給停止判断基準をSI値70カイン以上としている低圧供給エリア）を受けていること。

※自家発電機については、建築基準法及び消防法上設置が義務づけられた電源とすることのみを目的として申請することはできません。事業継続のために必要な設備の稼働のために使用することが必要です。

※自家発電機で得たエネルギー（熱、電気）は自家用で消費するものに限りです。

4. 補助対象設備

石油製品等を貯蔵する容器については、以下の仕様を満たすものを対象とします。

- 1) 設置する自家発電機の需要に合った適切な備蓄量が確保できること。
- 2) 貯蔵する燃料の種類により定められる規制に従った貯蔵施設とすること。
- 3) 常時使用されていること及び災害発生に備えて常時3日分以上の石油製品を備蓄しておくこと。

※災害時に使用すると想定される設備の稼働消費量合計が賄えることを示す燃料消費量計算書を提出してください。

補助金の対象となる設置場所

中小企業者の事業継続に必要な工場・事業所をいいます。

5. 補助対象経費

補助金の対象となる経費は「設備費」と「設置工事費」で、次のとおりです。

- 1) 設備費とは「補助対象自家用発電設備等」の機器購入費
- 2) 設置工事費とは「補助対象自家用発電設備等」の機器の設置工事費等

※常時使用の配管・電気配線等の部分は、補助金の対象外です。また、既存設備の撤去費用も補助金の対象外となります。詳しくは申請の手引き5、6ページの「ガス配管、電気配線等の補助対象範囲について」をご参照ください。

※補助事業を行うため50万円（税抜き）以上の売買、請負、その他の契約をする場合は、2者以上の見積もりを徴取してください。ただし、補助事業を行ううえで、2者以上の見積もりを徴取することが困難又は不適當である場合は、随意契約を行うことも可能です。随意契約とする場合、申請書提出時に業者選定理由書を提出していただきます。また、契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

5. 自社製品等の調達について

補助事業者自身、補助事業者の子会社、関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社）が機器等の調達先、工事請負先となる場合は、補助事業の利益等排除の対象となります。この場合の利益等排除の方法は以下のとおりです。

1) 補助事業者の自社調達（工事を含む。）の場合、原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、該当調達品の製造原価をいいます。

2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達（工事を含む。）の場合は、取引価格が該当調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

3) 補助事業者の関係会社（上記2）を除く。）からの調達（工事含む。）の場合
取引価格が製造原価と該当調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

4) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」について

補助事業者は、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが該当調達品に対する経費であることを証明してください。また、その根拠となる資料を提出してください。

6. 交付額および実施期間

◆ 補助金の率について

- 1) 補助金の対象となる経費の2/3以内。
- 2) 補助金の交付限度額は、一申請あたり上限5,000万円。

◆ 申請の受付期間

令和元年 5月11日（金）～ 令和元年 6月28日（金）（当日消印有効）

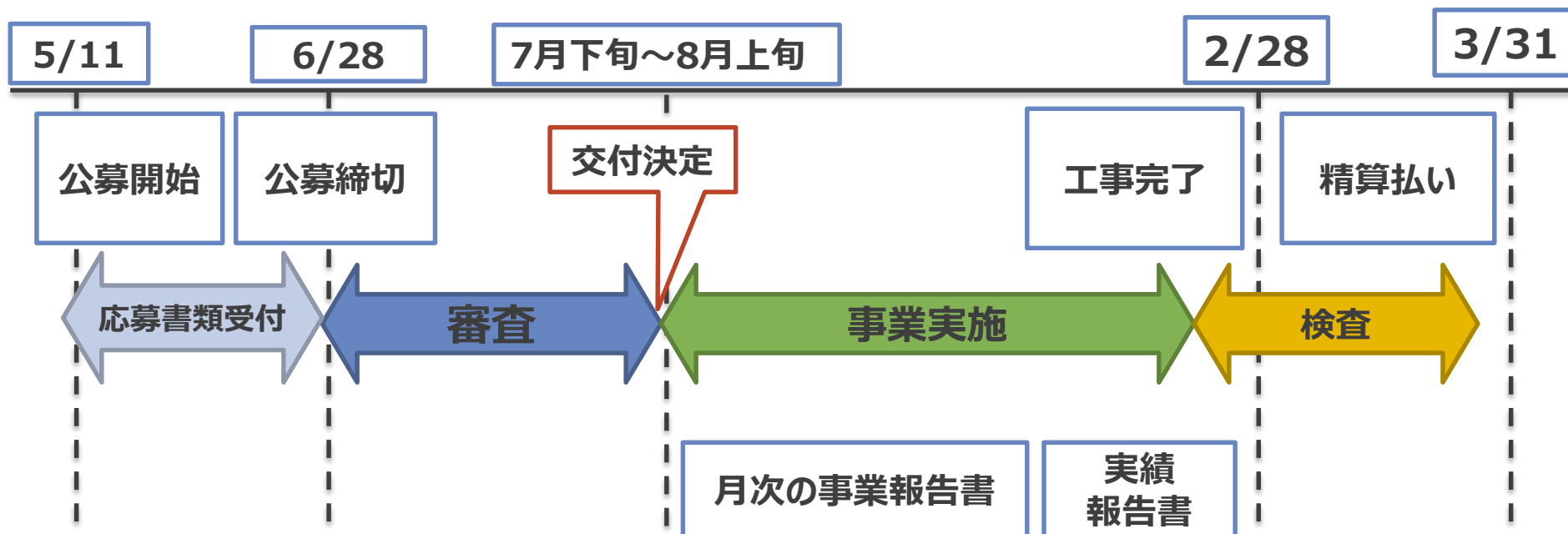
※募集期間の締切日まで申請を受付けます。ただし予算額を超える申請があった場合には次回以降の募集は行いません。

※上記期間で予算額に達しなかった場合は再度受付期間を設けます。

※申請の受付終了後、経営研究所はその内容を審査し適正と認められたものを審査委員会に付議し、その結果適正と認めた時は補助金の交付決定をします。補助金交付決定の後に事業の発注（契約）をすることができます。

7. 補助事業の予定スケジュール

公募締め切りから補助金の支払いまでのスケジュールについて、下図のように予定しております。



8. 審査について

経営研究所は、審査委員会を設置し、補助金の交付に関する必要な事項について審査します。予算を超える申請があった場合、委員会は「審査手順」を定め、これにより優先順位をつけて採択を行います。ただし、以下の申請は審査にあたって加点いたします。

- **国や自治体と防災・支援協定を締結している者**
- **災害救助法に規定する生活必需品、又は飲食料品の供給に資する事業を行う者**
※ 1
- **災害対策基本法等で国が指定した地震防災の対策強化地域等に設備を導入する者** ※ 2

8. 審査について（参考：生活必需品について）

※ 1 災害救助法では、生活必需品として以下の品目が例示されていますので参考にしてください。

- ・タオルケット、毛布、布団等の寝具
- ・洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着
- ・タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品
- ・石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品
- ・炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の調理道具
- ・茶碗、皿、箸等の食器
- ・マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料等の光熱材料
- ・高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材

8. 審査について（参考：指定地域について）

※2 具体的には以下の指定地域です。

①首都圏直下地震対策特別措置法（首都直下地震）

<http://www.ktr.mlit.go.jp/showa/tokyorinkai/dinfo/img/201401.pdf>

②大規模地震対策特別措置法（東海地震）

<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/kyoka-area2.html>

③南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（東南海・南海トラフ地震）

http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/nankaitrough_shichouson.pdf

④日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

http://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/pdf/ichiran.pdf

9. 応募方法

封筒宛先面に「平成30年度補正中小企業・小規模事業者自家用発電設備補助事業 交付申請書在中」と朱書にて明記の上、郵送又は宅配便で株式会社NTTデータ経営研究所 災害時に備えた社会的重要なインフラ補助事業 公募係宛にお送りください。

<申請書作成に当たっての注意事項>

- ① 申請書は、必ず書面一式と併せ、同一式の電子ファイルを格納したCD-RまたはDVD-R 1部も提出してください。その際、押印が必要な書面を除いては、機械判読可能な形式のファイルも格納してください。（Excel等データ）
- ② 提出した申請書等は、交付申請を取下げた場合等を含み一切返却しませんので、必ず事前にコピーをとって保管してください。
- ③ 提出書面は、原則普通紙（再生紙を含む）を使用してください。感熱紙及び青焼きでの申請は受理できません。
- ④ 鉛筆やカラーペン（黒、青色以外）で記載した書面は受理できません。
- ⑤ 訂正の場合は、修正液を使用せず二重線で消し、訂正印（申請書に捺す印）を捺してください。修正液で訂正したものは受理できません。
- ⑥ 経営研究所では、提出書類等の記入事項の修正は一切行いませんので、確実に記入してください。
提出書類はA4版の自立可能なハードカバーのファイルに綴じ込んでください。

9. 応募書類一覧（詳細は補助金申請の手引きをご覧ください）

- 1) 交付申請書（様式第1）
- 2) 補助事業に関する実施計画書（別紙1）
 - ① 補助事業実施場所の地図
 - ② 補助対象自家発電を設置する敷地全体配置図（平面図）、設備の配置予定図（平面図）
 - ③ ガス・石油配管図（平面図、アイソメ図）
 - ④ 燃料消費量計算書（別紙9）
 - ⑤ 電気配線図及び電気系統図（該当する場合）
 - ⑥ 災害時使用予定電気機器及び負荷リスト（別紙5）（該当する場合）
 - ⑦ 予定行程表（別紙2）
 - ⑧ 見積依頼書の写し
 - ⑨ 見積書の写し
- ⑩ 交付規程第13条第2項に関する契約書案（補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合）
- ⑪ リース契約書案（該当する場合）
- ⑫ リース料減額証明書兼計算書案（別紙3）（該当する場合）
- ⑬ 実績報告書に添付する誓約書案（別紙4-1又は別紙4-2のいずれか）
- ⑭ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙6）
- ⑮ 役員名簿（別紙7）
- 3) 法人の場合は、法人登記簿謄本、印鑑証明書（申請日より3ヶ月以内を取得したものであること）、会社案内、決算報告書（直近2ケ年分）。
- 4) 法人以外の場合は、事業案内、納税証明書（その2）を直近2ケ年分、印鑑証明書（申請日より3ヶ月以内を取得したものであること）。
- 5) その他経営研究所が提出を求める書類

10. 本件に関する担当窓口

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
担当窓口（社会基盤事業本部内）

担当：八間川、山川

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目7番9号 JA共済ビル10階

TEL (03)5213-4047 FAX (03)3221-7022

メールアドレス：chusho-bcp@nttdata-strategy.com

ホームページ <https://www.nttdata-strategy.com/h30chusho-bcp/index.html>

受付時間／10:00～18:30

（12：00～13：00を除く。祝・祭日・年末年始を除く月～金）



NTT DATA

Trusted Global Innovator